

いばらきマリッジサポーター研修申込書

提出日：(西暦) 年 月 日

ふりがな		職 業	
氏 名			
生 年 月 日	(西暦) 年 月 日	電 話 番 号	
住 所	〒		
応 募 理 由			
研 修 会 場 (参加する会場に○ を付けてください)		水戸会場 (2027 年 2 月 20 日(土)) 13:30~15:00(予定)	
		土浦会場 (2027 年 2 月 21 日(日)) 10:00~11:30(予定)	

※上記の情報は、応募条件の確認、研修の連絡及びサポーター委嘱の意向確認にのみ使用します。

マリッジサポーターは以下の条件で活動することとなりますので、事前に確認のうえ、お申込みください。

- 1 ボランティアとして継続的に結婚支援を行うこと（相手方に対し、紹介料、謝礼、交通費その他これに類する金品を求めないこと）。
- 2 県が実施するいばらきマリッジサポーターの研修を継続的に受講すること。
- 3 結婚に関連する相談対応、結婚のあっせんその他独身者に対する出会いに関する相談対応、出会いの仲介及び出会いの場の提供を業として営まないこと又は当該業に従事しないこと。
- 4 いばらきマリッジサポーターとしての地位、またはその活動上知り得た情報等を利用して、営業活動、政治活動、宗教活動等を行わないこと。
- 5 個人情報の不適切な収集、漏えい、不正利用等を行わないこと。
- 6 茨城県暴力団排除条例(平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 7 社会的信用を損なうおそれがある行為等、いばらきマリッジサポーターとして不適切な行為を行わないこと。また、過去にこれらの行為を行い、マリッジサポーターの委嘱を取り消された者でないこと。
- 8 民間の結婚支援事業者等（NPO や仲人等の個人を含む）と連携して、相談者のお相手探しやお見合いをしないこと。また、特定の結婚相談所等をあっせんしないこと。
- 9 申込時点において、直近 1 年以内にマリッジサポーターの委嘱を取り消された者（委嘱期間の満了により、マリッジサポーターでなくなった者を含む）でないこと。
- 10 マリッジサポーターの名簿に氏名、住所及び電話番号を記載し、当該名簿を他のマリッジサポーターに配布することに同意すること。
- 11 いばらきマリッジサポーターの活動に関して、県の調査に協力すること。
- 12 住所地の地域活動協議会（下表を参照）に所属し、協議会で決定した方針に則って活動すること。所属する地域活動協議会が企画・運営するイベント（プロフィール等の情報交換、結婚相談会、婚活パーティー等）に積極的に参加すること。

地域活動協議会 (5 地区)	県北地区：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町 県央地区：水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、城里町、大洗町 鹿行地区：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市 県南地区：土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 県西地区：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町
-------------------	---